(非公式訳)

投資委員会布告

第 Sor.1/2555 号

件名:大型オートバイ製造事業の改定

業種 4.11 オートバイ製造事業の条件を改定すべきとし、仏暦 2520 年 (1977 年) 投資奨励法第 16 条第 2 段落および第 31 条の権限に基づき、投資 委員会は仏暦 2552 年 (2009 年) 10 月 15 日付け第 10/2552 号投資委員会布告、投資奨励業種、規模、条件および権利恩典における業種 4.11 の第 4.11.2 サブ 業種を改定し、以下に置き換える。

米性と以たし、外下に直と決たる。	
業種	権利恩典
	権利恩典 <u>条件</u> 1. シリンダーが 248cc.以上で、1.4ストロークエンジンのオートバイであること。 2. 溶接、フレーム組立ておよび塗装からなる製造の工程を待たなくてはならない。 3.部品の製造投資および部品の使用計画を明示しなくてはならず、かつ委員会から同意を得なくてはならない。 4. STI 投資があるか否か問わず、後に法人所得税の追加恩典を申請するこ
	とができない。

- 2.1 シリダーの容量が 248cc.以上で 500cc.未満のオートバイの製造について Cylinder Block,Cylinder Head,Crank Case, Crankshaft, Camshaft そしてConnecting Rod という 6 つの重要部品のうち最低 4 つの部品を鋳造か鍛造または機械加工の工程により製造しなければならない。
- 2.2 シリダーの容量が 500cc.以上の オートバイの製造についてエンジンの重要部品である Cylinder Head および Crank Case の機械加工から 始めるものでなければならない。
- 3. その他の恩典は仏暦 2543 年(2000年)8月1日付け 1/2543 号投資委員会布告に基づく恩典を付与する。

2012年8月1日より有効とする。

布告日 2012年9月5日

キティラット・ナラノン 副首相 投資委員会委員長